

電力受給契約書(案)

令和〇年〇〇月〇〇日

高知県 公営企業局

〇〇〇〇〇〇

電力受給契約書

高知県公営企業局（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下、「乙」という。）とは、甲乙間の電力受給について下記条項を契約する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（電力受給の実施）

第2条 甲が所有する次の発電所の発生電力のうち、甲の所内用等自家消費を除いた電力の全部を乙に供給し、乙は、これを受電する。

発電所名	発電場所	最大出力 (キロワット)
永瀬発電所	高知県香美市香北町白石	22,800
吉野発電所	高知県香美市香北町吉野	4,900
杉田発電所	高知県香美市土佐山田町杉田	11,500
計		39,200

2 乙は、前項の電力受給を実施するため、一般送配電事業者（以下、「丙」という。）との間で、丙が定める託送供給等約款（以下、「託送約款」という。）に基づく発電量調整供給契約を締結する。

3 第1項に定める発電所は、乙が設定する発電バランシンググループに属するものとする。

発電バランシンググループ単位で、丙の託送約款に定めるインバランス料金が発生した場合において、甲及び乙との間において当該料金の精算は行わない。

また、甲が通知した発電見込みと発電実績値の間に差分が発生した場合、乙の責任において対応するものとし、これによりインバランス料金が発生した場合においても、乙は一切の請求を行うことはできない。

4 甲は、託送約款の発電者に係る事項を遵守するものとする。

（受給時間）

第3条 原則として毎日24時間電力受給を実施する。ただし、甲は、発電所の点検、手入れ、補修等を必要とする場合は、あらかじめ乙と協議のうえ、電力の全部又は一部の供給を中止することができる。

(運用申合せ書の提出)

第4条 電力の受給に関する運用については、仕様書等で定めのない事項について甲乙協議のうえ定めるものとし、乙が運用申合せ書を作成するものとする。

(予定売却電力量)

第5条 予定売却電力量は、別表のとおりとする。

(電力量料金等)

【2部料金の場合】

第6条 乙が甲に支払う各月の電力量料金等は、次の基本料金と電力量料金の合計額（1円未満の端数金額は切り捨て）に第7条第2項に定める消費税等相当額及び系統連系受電サービス料金等（発電側課金）を加算したものとする。

(1) 契約単価

1キロワット時当たり ○○円○○銭（消費税及び地方消費税相当額を含まない）

(2) 基本料金

月額 ○○○, ○○○, ○○○円

$\text{平均予定売却電力量} \times \text{契約単価} \times \text{基本料金割合} (\%) \div 100 \div 12$

(1円未満の端数金額は切り捨て)

また、月の中途において電力受給の廃止があったときの当該月の基本料金は、その月の歴日数により日割り計算する。

(3) 電力量料金

第8条の規定により計量された受給電力量1キロワット時に○円○○銭を乗じて得た金額（1円未満の端数金額は切り捨て）

$\text{電力量料金単価} = \text{契約単価} \times (100 - \text{基本料金割合} (\%)) \div 100$

(小数第3位以下四捨五入)

【従量料金制の場合】

第6条 乙が甲に支払う各月の電力量料金等は、次の電力量料金（1円未満の端数金額は切り捨て）に第7条第2項に定める消費税等相当額及び系統連系受電サービス料金等（発電側課金）を加算したものとする。

(1) 契約単価

1キロワット時当たり ○○円○○銭（消費税及び地方消費税相当額を含まない）

(2) 電力量料金

第8条の規定により計量された受給電力量1キロワット時に○円○○銭を乗じて得た金額（1円未満の端数金額は切り捨て）

$\text{電力量料金単価} = \text{契約単価}$

(電力量料金等の請求・支払)

第7条 甲は、当月分の電力量料金等を計量日の翌月15日までに乙に対し請求関係書類をもって請求し、乙は、当該電力量料金等の請求があった月の25日（以下「支払期日」と

いう。)までに甲に支払うものとする。

支払期日が銀行法(昭和56年法律第59号)第15条第1項に規定する銀行の休日に該当する場合は、支払期日を金融機関の翌営業日とする。

なお、乙は自己の責めに帰すべき理由により、支払期日までに当該電力量料金等を支払わない場合は、支払期日の翌日から支払いの日までの日数に応じて、高知県税外収入金の延滞金徴収条例(昭和39年高知県条例第19号)第2条に規定する割合で計算した延滞利息を第6条により算定された電力量料金等に加算して支払う。ただし、16日以降に請求書を受領した場合の延滞利息の起算日は、請求書を受領した日の翌日から10日を経過した日とする。

- 2 消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定より課される地方消費税に相当する金額をいう。なお、消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てとする。
- 3 この料金算定の基礎となった内容に関し、災害その他予測し得ない特別の事情により必要と認められる場合は改めて甲乙協議のうえ定めるものとする。

(受給電力量の計量)

第8条 毎月の受給電力量の計量は、計量法(平成4年法律第51号)の規定に従った電力量計(取引用電力量計並びにその他計量に必要な付属装置及び区分装置をいう。以下同じ。)により計量するものとする。

- 2 前項に定める電力量計の計量日は、毎月末日24時に行うものとし、丙から乙に通知された計量値を、乙は、速やかに甲に通知するものとする。
- 3 電力量計に故障が生じたときの当該時間内における受給電力量については、その都度甲乙協議のうえ確定するものとする。
- 4 法令等により丙所有の電力量計を取り替える場合又は甲の事情により電力量計の取付位置を変更する場合は、これに要する費用を甲が負担する。

(発電見込み)

第9条 甲は、翌日の発電出力の計画値(以下「発電見込み」という。)を別に定める通知期限までに乙に通知する。これ以外の通知内容や通知方法は、甲乙協議のうえ定めるものとする。乙の都合による発電見込みの変更は行わない。

- 2 甲は、前項の発電見込みの通知以降においても、ダム流入量の増減や電力ひっ迫に伴うピークシフトなどの社会的要請を受けて、乙に通知したうえで発電見込みを変更することがある。

(容量市場の取扱い)

第10条 甲が令和7年度から令和9年度までに容量市場に参加することにより得られる収入については、ペナルティが乙に起因する場合を除き、この契約により精算しない。

- 2 乙は、電力広域的運営推進機関と甲との容量確保契約に基づき、甲に課されるリクワイアメント及びアセスメントに係る業務について、資料提供等の協力を行う。

(記録)

第11条 甲は、毎日の電力受給に関する事項を明確に記録し、乙の要請があればその写しを送付する。

(受給開始日)

第12条 この契約に基づく電力受給開始日は、令和7年4月1日とする。

(契約の有効期間)

第13条 この契約の有効期間は、受給開始の日から令和10年3月31日までとする。

(契約の変更)

第14条 天災地変その他予測し得ない事態発生のため発電力が著しく減少し、又は電力受給が不能となった場合は、甲乙協議のうえ、この契約を変更することができるものとする。

(契約の承継)

第15条 甲又は乙は、第三者と合併し、又はその事業の全部もしくはこの契約に関する部分を第三者に譲渡する場合は、この契約をその承継者に承継させるものとする。

(非化石価値等の帰属)

第16条 この契約には、非化石価値等の環境に係る付加価値（以下「環境価値」という。）を含むものとする。

- 2 乙は、環境価値に関して、認定等に必要となる手続き及び費用の負担を行うものとし、甲は認定等に必要作業に協力するものとする。
- 3 前2項で定めたことについて、法令等の改正などにより見直し等の必要が生じた場合は、その取扱いについて甲乙協議のうえ定めるものとする。

(提案書について)

第17条 乙がプロポーザルで提案した内容の詳細については、甲乙協議のうえ定めるものとし、乙はその内容について実施計画書を作成の上、電力受給期間開始前に提出するものとする。

- 2 乙は提案した内容の実施状況が確認できる資料を年1回提出するものとする。ただし、甲から指示があった場合は、その都度提出するものとする。
- 3 提案した内容の履行状況が著しく不相当と認められる場合は、契約等を解除する場合がある。この場合次回の応募に参加できないものとする。

(暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

第18条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。第19条の2において同じ。）

による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(契約の解除)

第19条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告することなく、この契約を解除することができる。

(暴力団排除措置による解除)

第19条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者
 - イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）
- (3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用してしていると認められるとき。
- (6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用してしていると認められるとき。
- (8) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用してしていると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(10) 第18条に規定する暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告義務を履行しなかったと認められるとき。

(談合等の不正行為があった場合の解除)

第19条の3 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第62条第1項に規定する課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (3) 乙（法人の場合にあっては、その役員及びその使用人もこれを含む。）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）の規定による刑が確定したとき。
- (4) 納付命令又は排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下この号及び次号において「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (5) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（公正取引委員会が発した文書によってこの契約を特定できる場合に限る。）。

(違約金)

第20条 乙は、第19条、第19条の2又は前条の規定によりこの契約が解除された場合には、違約金として、別表に記載する予定売却電力量の合計に、第6条に規定する契約単価を乗じた額（以下、「売買代金」という。）の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を甲に支払わなければならない。

- 2 前項に規定する違約金は、次条及び第22条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(損害賠償)

第21条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(談合等の不正行為があった場合の賠償額の予定)

第22条 乙は、第19条の3各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、売買代金の10分の1に相当する額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知(地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条に規定する納入の通知をいう。次条第1項において同じ。)を発する日の属する月の翌月の末日(当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日又は12月31日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。次条第1項において同じ。)までに支払わなければならない。ただし、第19条の3第3号に該当する場合であつて、刑法第198条の規定による刑が確定した場合その他甲が特に認める場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害金が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対してその超過した損害金にこの契約における売買代金の最終の支払の日の翌日から起算して当該損害金の支払の日までの日数に応じて年3パーセントの割合で計算した額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)の遅延利息を付した額を請求することができる。
- 3 前2項の規定は、売買物件の引渡しをした後においても適用する。

(談合等の不正行為があった場合の違約罰としての違約金)

第22条の2 乙は、第19条の3第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は、前条の賠償額の予定とは別に、違約罰としての違約金を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知を発する日の属する月の翌月の末日までに支払わなければならない。

- 2 前項の違約罰としての違約金の額は、売買代金の10分の2に相当する額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「違約金額」という。)とする。ただし、乙がこの契約に関し独占禁止法第7条の4第2項若しくは第3項又は第7条の5第3項の規定による課徴金の減額(以下この項において「課徴金の減額」という。)を受けた事業者(公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を受けたことを公表することを申し出て、公正取引委員会によって公表された事業者に限る。)である場合は、違約金額にその者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を違約金額から減額した額とする。
- 3 前2項の規定は、売買物件の引渡しをした後においても適用する。

(乙の文書提出義務)

第22条の3 乙(乙が法人である場合は、その役員及びその使用人もこれに含む。)は、この契約に関して、公正取引委員会、警察、検察庁、裁判所その他公的機関から通知、命令その他の文書(この契約書の規定により甲から発せられた文書を除く。)の交付を受けたときは、直ちに当該文書の写しを甲に提出しなければならない。

2 前項の規定は、売買物件の引渡しをした後においても適用する。

3 前2項の規定は、売買物件の引渡しをした日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

(違約金等の徴収)

第23条 乙がこの契約に基づく違約金、賠償金、損害金又は違約罰としての違約金を甲の指定する期間(第22条に規定する賠償金にあつては同条第1項に、第22条の2に規定する違約罰としての違約金にあつては同条第1項にそれぞれ規定する期間とする。以下この項において同じ。)内に支払わないときは、甲は、乙から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)の遅延利息を徴収する。ただし、計算した遅延利息の額が、100円に満たないときは、この限りではない。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第24条 第22条第2項及び前条の規定による遅延利息の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(契約の費用)

第25条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(その他)

第26条 この契約について疑義が生じた際や、仕様書、運用申合せ書等に記載のない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第27条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、契約締結の証として本書2通を作成し、各自その1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 高知県公営企業局
契約担当者 高知県公営企業局長 澤田 昌宏

乙 ○○○○○○
○○○○○○ ○○○○○○○○
○○○ ○○○

別表

予定売却電力量

令和7年度（単位：MWh）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
永瀬	10,179	11,164	10,899	13,387	11,577	11,045	9,274	5,786	1,050	3,740	4,326	8,255	100,682
吉野	1,841	2,040	2,065	2,635	2,218	2,149	1,694	968	761	508	650	831	18,360
杉田	4,692	5,104	5,121	6,289	5,322	5,231	4,305	2,465	1,937	1,473	1,714	3,734	47,387
計	16,712	18,308	18,085	22,311	19,117	18,425	15,273	9,219	3,748	5,721	6,690	12,820	166,429

令和8年度（単位：MWh）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
永瀬	10,179	11,164	10,899	13,387	11,577	11,045	9,274	5,786	5,423	3,865	4,326	8,255	105,180
吉野	1,841	2,040	2,065	2,635	2,218	2,149	1,694	968	843	543	650	1,432	19,078
杉田	4,692	5,104	5,121	6,289	5,322	4,072	0	0	0	0	142	3,734	34,476
計	16,712	18,308	18,085	22,311	19,117	17,266	10,968	6,754	6,266	4,408	5,118	13,421	158,734

令和9年度（単位：MWh）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
永瀬	10,179	11,164	10,899	13,387	11,577	11,045	9,274	5,786	5,423	3,616	4,326	8,255	104,931
吉野	1,841	2,040	2,065	2,635	2,218	2,149	1,694	968	843	543	650	1,432	19,078
杉田	4,637	5,163	5,121	6,289	5,322	5,231	4,305	2,465	2,172	1,473	1,714	3,734	47,626
計	16,657	18,367	18,085	22,311	19,117	18,425	15,273	9,219	8,438	5,632	6,690	13,421	171,635

平均予定売却電力量（年）	165,599 MWh
--------------	-------------